明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕　一
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁五一）
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務九）
○市の境界変更の件（総務四二七）
○日本国に帰化を許可する件（法務六一四）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四五七）
○ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五八）
○秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同四五九）
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（厚生労働四〇五）
○雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号ヘ及び第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同四〇六）
○保安林の指定をする件（農林水産二三八一～二三八八）
○保安林の指定を解除する件（同二三八九、二三九〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三九一～二三九六）
○道路に関する件（四国地方整備局一二八）　三
〔国会事項〕
〔人事異動〕
会計検査院
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四）
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○金融庁告示第五十一号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条及び第九十四条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二日から適用する。

平成二十八年十二月二日　金融庁長官　森　信親

第三条中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

第四条中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年七月三十一日」に改める。

別表二国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第16号

リース（Leases）	

別表二国際会計基準（ＩＡＳ）第17号の項を削る。

○金融庁
財務省告示第九号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁・法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二日　金融庁長官　森　信親
財務省　法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

ユービーエス　ドイチュラント　アーゲー	の項の次に次のように加える。
アールビーシー　インベストメント　サービシーズ（アジア）リミテッド	中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズ　ロード　セントラル　二　チェウング　コング　センター　十七階

○総務省告示第四百二十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県五泉市と阿賀野市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十八年十二月三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十八年十二月二日　総務大臣　山本　早苗

五泉市に編入する区域

阿賀野市新保字荻野島一四六九、一四七〇の一の一部、一四七〇の二の一部、一四七一、一四七二の一の一部、一四七三の一部、一四七五の一部、一四七六の一の一部、一四七六の二の一部、一四七七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

阿賀野市に編入する区域

五泉市荻野島字下島一〇〇三の一の一部、一〇〇四から一〇〇六までの各一部、一〇五一の二の一部、一〇五二から一〇五七までの各一部、論瀬字菱池四八八七の一部、四八九一の一部、四八九二の一部、四九〇八の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部